

## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

健全化判断比率（令和3年度決算）

| 指標       | 本市比率   | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | －(※1)  | 12.66%  | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | －(※2)  | 17.66%  | 30.00% |
| 実質公債費比率  | 9.7%   | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 105.1% | 350.0%  |        |

(※1)(※2)黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の表記は「－」となります。

資金不足比率（令和3年度決算）

| 公営企業    | 本市比率(※3) | 経営健全化基準 |
|---------|----------|---------|
| 水道事業    | －        | 20.0%   |
| 公共下水道事業 | －        | 20.0%   |

(※3) 資金不足比率が負数となる場合、資金不足比率の表記は「－」となります。

### 実質赤字比率

福祉、教育、消防、まちづくり等を行う会計である一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じることが必要になります。また、解消の期間も長期にわたることになり、深刻な事態になっているということになります。

**本市において、令和3年度一般会計は、黒字であるため、「基準」には該当しません。**

### 連結実質赤字比率

財産区に係る会計（本市の場合は、寺田財産区特別会計）を除く全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じなければならなくなり、また、その解消期間も長期にわたる可能性が高くなります。

**本市において、令和3年度は各会計全体で黒字であるため、「基準」には該当しません。**

### 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額（一部事務組合の借入金の返済額に対する市の負担金など）の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体になる可能性が高まるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

**上表のとおり、本市の令和3年度の比率は、「9.7%」で、「基準」には該当しません。**

### 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や、一部事務組合の借入金のうち市の負担分など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければならないので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いといえます。

**上表のとおり、本市の令和3年度の比率は、「105.1%」で、「基準」には該当しません。**

### 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

この比率が高いほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなり、公営企業として経営に問題があることとなります。

**上表のとおり、令和3年度の比率は、水道事業、公共下水道事業でいずれも「基準」には該当はしません。**

このように、令和3年度決算においては、本市は、「早期健全化基準」、「財政再生基準」、公営企業における「経営健全化基準」のいずれも、令和2年度に引き続き、基準内となっています。

今後とも、財政健全化に向けて、各種改革の取組を進めてまいりますので、市民の皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。